

◆ 指定基金協議会の概要

- 経済安全保障重要技術育成プログラムは、先端的な重要技術において、その実用化に向け、政府が情報を提供するなど強力な支援を行うことを目的としており、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）（以下「法」という。）第63条第1項における「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とするもの」として指定基金に指定された基金（令和4年内閣府告示第103号）を用いて推進されるものです。
- 経済安全保障重要技術育成プログラムにおいては、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係行政機関（※1）や民間企業等による、各組織や産学官の枠を超えた伴走支援が有効であり、参加者間で機微な情報も含む有用な情報の交換や協議を安心して円滑に行うことのできるパートナーシップを確立するため、法第63条第4項に基づき指定基金協議会が設置されます。協議会の設置方式は、研究開発プロジェクト単位の設置を基本とします。
- 組織予定の指定基金協議会の構成員は、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定）のほか、指定基金協議会において構成員の全会一致で定められる協議会規約に従っていただくこととなります。
（※1）関係行政機関としては、内閣官房・内閣府（内閣サイバーセキュリティセンター、宇宙開発戦略推進事務局、総合海洋政策推進事務局等）、警察庁、デジタル庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛装備庁などが参加する可能性があります。参加機関は、協議会ごとに個々の技術の利用可能性や研究開発の進捗等に応じて変わる可能性があります。

◆ 指定基金協議会の設置・開催の手続き

- 資金配分機関による採択結果の公表
- 協議会規約（案）（※2）について研究開発代表者及び協議会初期構成員予定者を対象に説明を実施予定
- 協議会第1回会議を開催（協議会の設置、協議会規約の協議）

（※2）協議会規約（案）は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約」（https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html）について、「研究開発大臣」を「指定基金所管大臣及び内閣総理大臣」に読み替えたものを土台とする予定です。

◆ 初期構成員の加入手続き

- 研究開発代表者の協議会への加入手続き：所定の様式を指定基金所管大臣（文部科学大臣もしくは経済産業大臣）・内閣総理大臣に提出、加入が決定します。なお、研究開発代表者は、公募に応じることをもって、指定基金協議会の設置について同意があったものとみなされます。
- 初期構成員の加入手続き：所定の様式を指定基金所管大臣・内閣総理大臣に提出、両大臣は研究開発代表者と相談のうえ、加入が決定します。